

請求人 殿

松原市監査委員 杉井卓男

松原市監査委員 紀田 崇

住民監査請求に対する監査結果について(通知)

平成24年1月30日付けで地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

第1 監査の請求

1 請求日

平成24年1月30日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

松原市西野々1丁目43番1他に建設される新設保育所の設置補助金のうち松原市が負担する金15,016,000円(以下「本件補助金」という。)の支出を差し止めるよう求める。

(2) 請求の理由

- ① 現状の待機児童も少なく、就学前の子どもは減少傾向にあり、数年前から既存の社会福祉法人からの保育所新設の申し入れに対し、市の財政状況と待機児童の少なさを理由に認可できない旨の回答をしてきた。また、平成17年3月作成の松原市次世代育成支援行動計画に保育所を新設する旨の記載がないので、松原市における保育所新設の必要性はない。
- ② 事業計画の提出から補助金の内示までの期間があまりにも短い。
- ③ 新保育所敷地は保育所を運営する社会福祉法人アルマ会の所有ではない。
また、当該敷地の抵当権の登記部分を確認せずに松原市及び大阪府は補助金協議を行った。
- ④ 抵当権に劣後する借地権・地上権により運営する保育所では安定運営が担保できない。
- ⑤ 新保育所は鉄道及び幹線道路等に近く保育環境に適した場所ではない。
また、新保育所と既存の保育所が近接しており、適正配置の観点から問題がある。
- ⑥ 新保育所の土壌汚染の検査や対策が行われていない。
- ⑦ 新保育所建設工事入札の最低制限価格と落札価格が同額であり、入札に疑念がある。
- ⑧ 独立行政法人福祉医療機構からの事業費の借入契約前に建設工事の入札をして工事に着手した。
- ⑨ 補助金交付ありきで手続を進めていたのではないか。
- ⑩ 説明会開催要請・新保育所建設中止要望への対応が不十分である。

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成24年2月27日、請求人の代理人（ ）に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人の代理人は、上記の機会において請求の要旨を口頭で説明するとともに、新たな証拠として下記の文書を提出した。

記

平成24年1月10日及び同年2月23日現在の保育所の申し込み状況表

3 監査対象事項

社会福祉法人アルマ会に対する補助金の交付は、請求人の主張する事由から、違法又は不当な支出にあたるか否か。

4 監査対象部局

松原市福祉部子育て支援課

第3 監査対象部局の意見書提出

平成23年3月5日に関係職員(福祉部長)から意見書(以下「本件意見書」という。)の提出を受けた。

第4 監査の結果及び判断

1 結論

請求人の主張には理由がないものと判断し、本件住民監査請求は、これを棄却する。

2 理由

(1) 判断の方法

本件補助金の交付先は、社会福祉法人である。

地方公共団体が社会福祉法人に対して補助金の支出等の助成を行うに当たっては、社会福祉法第58条第1項の規定により、①「必要があると認めるとき」にあたること、及び②当該地方公共団体が条例で定める手続に従って行われることが必要である。

松原市は、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例によって、助成の申請書に添付して提出すべき書類について定め、さらに社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則によって、助成申請書の様式と申請書の受理について申請者に対して通知するための通知書の様式について定めている。この外、松原市は、社会福祉法人に対するものに限らず、補助金等の交付に関して規定する松原市補助金等交付規則を定めている。

本件補助金については直接的には、松原市安心こども基金特別対策事業費補助金要綱（以下「本

件要綱」という。)に基づいて、松原市と補助金の支出先との事前協議等の手続が行われている。

本件要綱は、上記の社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則及び松原市補助金等交付規則(以下「本件条例」という。)を前提として、保育所の創設等を行おうとする社会福祉法人に対する補助金を交付する場面で必要となる手続、要件を本件条例等よりも具体的かつ詳細に規定したものである。従って、本件補助金の交付に関する手続が本件要綱に則って行われていると判断される場合には、社会福祉法及び本件条例等に基づいて行われているものと評価することができるものである。

(2) 判断の内容

ア 補助の要件について

本件要綱第2条の定める補助の要件についてみると、第1号に「事業の内容が、松原市次世代育成支援行動計画と整合が図られていることについて、市と協議が整ったものであること」が必要であるところ、松原市においては松原市次世代育成支援行動計画(後期)を平成22年3月に策定し、女性の社会進出、労働スタイルの多様化など、仕事と子育ての両立をしている女性の増加による保育サービスに対するニーズの拡大と多様化に対応するため通常保育事業として3歳児未満児780名、3歳児以上児1,260名を平成26年度の目標事業量として、保育所の施設整備を図る旨定めている。

また、本件意見書によれば平成24年度の0歳児から5歳児の第2次募集後の状況では140人の募集枠の残があるが、0歳児から2歳児の募集枠の残は35人となり、平成23年度の0歳児から2歳児の新規入所実績は95人であることから、平成24年度においても前年度と同様の新規入所になれば60人の待機児童が発生することが予想される。そのような中で、保育所を新設することが、松原市次世代育成支援行動計画と整合しているとの判断には相当の理由があるものと認められる。

次に、同条第2号によれば「事業の対象施設及び当該施設の運営が児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省第63号)に適合」していることが必要である。

この点については、本件意見書によれば保育所緊急等整備事業協議書に添付された図面によって児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省第63号)に適合することを確認済みとのことであり、その判断は相当なものとして認められる。

最後に同条第3号によれば「事業の財源措置及び土地の確保が確実であり、かつ、事業の効果が十分に期待できるものであること」が必要である。

まず事業の財源措置の確実性については、本件意見書によれば保育所緊急等整備事業協議書を資料として確実なものとして判断したとのことであり、その判断は相当なものとして認められる。

また、土地の確保については、松原市による補助金交付決定がなされた時点においては社会福祉法人アルマ会の自己所有となっていたことから確実なものとなっていたという松原市の判断は相当なものとして認められる。

イ 手続きについて

次に、本件要綱が定める手続についてみると社会福祉法人アルマ会が平成23年2月10日に松原市に対して事前協議書を提出し(本件要綱第5条関係)、松原市は同年5月17日に社会福祉法人アルマ会に対して補助金交付の内示を行い(本件要綱第6条関係)、同年6月13日に社会

福祉法人アルマ会は、松原市に対して松原市安心子ども基金特別対策事業費補助金交付申請を行い（本件要綱第7条関係）、平成24年3月1日に松原市は社会福祉法人アルマ会に補助金交付決定を行っており（本件要綱第8条関係）、本件要綱上必要とされる手続は全て履行されている。

ウ まとめ

以上のとおり、本件補助金の交付は、本件要綱の求める補助の要件を充足し、必要な手続を履行しているものと認められるため、適法なものと評価でき特段不当なところも存しない。

(3) 請求人の主張について

上記1、2、(2)記載の請求人の主張については、それぞれ以下のとおり判断し、いずれも理由がなく、上記の判断には影響を及ぼさない。

- ① 上記(2)アでみたとおり、保育所を新設することの必要性和松原市次世代育成支援行動計画との関連性は認められ、請求人の主張は当たらない。
- ② 本件要綱上必要な事項は履行されていること並びに事業の緊急性及び目標達成期限を考慮すれば、不相当に短い期間とは評価することはできない。
- ③ 松原市による補助金交付決定よりも前に土地は社会福祉法人アルマ会の所有となっており、請求人の主張は当たらない。
- ④ 松原市が補助金交付決定を行うよりも前に社会福祉法人アルマ会は事業計画を変更して、抵当権が抹消された土地の所有権を取得しており長期的・安定的運営が担保されたという松原市の判断は相当なものと認められる。
- ⑤ 新保育所が鉄道及び幹線道路等に近いことをもって直ちに保育環境に適した場所ではないとはいえない。また、保育所利用者にとって新保育所が利用に不便をきたす位置にあるとはいえない。
- ⑥ 新保育所敷地は、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による土壤汚染調査等の対象地ではなく、さらに建設工事に際し園庭表土の入替えが既に行われている。
- ⑦ 今回の入札は、社会福祉法人が一般競争入札で当該法人のホームページなどで広く参加者を募り8社の参加申し込みがあり、予定価格公表後2社が辞退し、市職員の立会いの下、平成23年8月1日に6社で入札が実施され、新保育所建設工事入札の最低制限価格と落札価格が同額ではあったが、不正行為は確認されなかった。また、社会福祉法人アルマ会理事長に対する聴き取りにあっても不正行為は確認されなかった。
- ⑧ 建設工事の入札をいつ行うかは、事業主体である社会福祉法人アルマ会の判断すべきことであり、事業資金の借入を前提に入札を行ったとしても松原市による補助金交付との関係に対して問題とすべきところはない。
- ⑨ 要綱の第2条各号の要件を満たしているか純粹に判断したものと認められる。
- ⑩ 説明会開催要請・新保育所建設中止要望への松原市の対応については、本件補助金交付の適法性、相当性とは関連性がない。

以上